

七世紀後半における公民制の形成過程

仁藤敦史

The Formation Process of the Subject System in the Second Half of the Seventh Century

NITO Atsushi

はじめに

① 公民制の成立過程

② 食封と造籍

おわりに

【論文要旨】

本稿は、七世紀後半における公民制の整備過程を検討することを課題にした。この時期は、旧来の国造制度から八世紀初頭に成立する国郡制への転換期に相当する。

部民集団を母体とする五十戸は必ずしも部名五十戸と表記するとは限らず、反対に非部名五十戸のミヤケ系列も国造や渡来系の人間集団を前提に組織していた。非部名五十戸だから領域的であるという単純な議論は成立しない。また、五十戸には課税単位の性格が強く、律令制下のように戸口全体の把握はまだ不要であり、評と五十戸の行政的な重層性は、当初は弱かった。

大化期の政策は、豪族が己民(部曲)を置いて駆使しているとの現状認識に対して「子代」と「部曲」を合わせた「品部」全体を国家民とする理念が宣言されたが、具体的政策は子代からの仕丁の献上による「国家民」化だけであり、豪族部名を付せられた「部曲」の王民化は、天智期における民部・家部の設定まで遅れ、その内容も数

量的把握と限定にすぎず、名目的な仕丁や戸別(男身)の調に留まり、王族や豪族の有する権益はあまり変化せず、天武期以降の部曲廃止において公民制への転換が可能となった。

甲子の宣により、中央氏族の「甲子年諸氏系譜」認定と、大氏・小氏と伴造等の民部家部Ⅱ部曲は、氏別にまとめられ、庚午年籍とは補完的に扱われた。中央・地方の氏別編成を除外したところで、課税単位としての五十戸編成がおこなわれるという二元的な編成であり、領域的な編戸としては不十分な段階であった。

庚午年籍において全国化した旧部民・ミヤケ系人民の五十戸編成の例外なものは、中央・地方の氏だけでなく、白村江の敗戦以降における戦時体制の構築において同様な義務的負担を課された王子宮や寺社なども対象であった。

【キーワード】五十戸、公民制、甲子の宣、庚午年籍、部曲

はじめに―官家の多様性

本稿は、七世紀後半における公民制の整備過程を検討することを課題にしている。この時期は、旧来の国造制度から八世紀初頭に成立する国郡制への転換期に相当する。通説的理解によれば、国造は郡司へ転換し、国造のクニは、再編されて令制国になったと考えられている。しかしながら、郡司に採用されたのは国造だけではない。また、広域行政区画としての大宰総領の細分化として、令制国が成立した側面は等閑視されてきた。とりわけ国郡制成立の前提には、全国のかつ均質な編戸が不可欠であるが、天武四年の部曲の廃止以後に可能となった。こうした論点を念頭に置いて当該期の再編過程を考察したい。

まず、大化前代に複数の支配系列が存在したことは、伴造と尊長（所属の首長＝国造、中央では有力豪族）という上訴の二系統が存在したことから明らかである。⁽¹⁾

『日本書紀』大化元年八月庚子是日条

是日設^二鍾・置於朝^一而詔曰、若憂訴之人、有^二伴造^一者、其伴造先勸
当而奏。有^二尊長^一者、某尊長先勸当而奏。若其伴造・尊長、不^レ審
所^レ訴、收^レ牒納^レ置、以^二其罪^一々之。

訴える人は伴造がいれば、その伴造が判断して奏上せよとあり、また所属の首長がいれば、彼が判断して奏上せよとある。「伴造・尊長」と併称されていることは、この二つの系統に支配が分かれていたことを示唆する。同日条には「国家所有公民」「大小所領人衆」という併称もあり、「伴造・尊長」と対応させるならば、「国家所有公民」は伴造・部民系列、「大小所領人衆」とは、大小の規模が存在する、その他の有力諸氏・国造系列と考えることが可能である。以上によれば、伴造配下の民は王権に直属した王民とされていたが、王権とは相対的に独立的な民衆（諸氏や国

造配下の民）も存在したことが想定される。国造と県稻置（ミヤケ）の関係は、

『隋書』東夷倭国伝

有^二軍尼一百二十人、猶如^二中国牧宰^一。八十戸置^二一伊尼翼^一、如^二今里長^一也。十伊尼翼、属^二一軍尼^一。

とあるように、「軍尼百二十人―伊尼翼十人―八十戸」という体制が記載されている。これは必ずしも全国画一的な制度ではなく、「武蔵国造―横渟・橘花・多氷・倉櫛の四屯倉（県稻置）」というように、畿内や王権の意向が強く反映したところにおいて、一部に国造―稻置（ミヤケ）の体制が存在したと考えられる。さらに軍尼や伊尼翼が人数で記載されている点も行政の上下単位というよりも人格的な関係を想定することができる。

国造と稻置の関係については、成務紀に、国郡に造長、県邑に「稻置」を置く⁽²⁾とあり、允恭紀にも「鬪鷄国造」の姓を貶しめて「稻置」としたとの記載があることによれば、⁽³⁾国造よりも下位の県邑を単位としたことが確認される。

さらに大化二年の「東国国司詔」には、⁽⁴⁾異なる管理系統の馬が見える。すなわち、国造系列の「国造之馬」、ミヤケ系列の「田部之馬」（皇極紀には「深草屯倉」の馬も見える）、⁽⁵⁾部民（名代子代）系列の「湯部之馬」がそれぞれ記載されている。このうち、東国国司は国造系列の「部内之馬」のみを使用可能で、他の系列の馬を徴発した国司たちは罰せられている。

また、『日本書紀』大化元年八月庚子条によれば、東国国司に対する命令として、国造・伴造・県稻置ではないにもかかわらず、先祖の時代から「官家」を委任されて「郡県」を治めてきたとの虚言は、実状を調べたうえでなければ採用するなとされている。⁽⁶⁾

『日本書紀』大化元年八月庚子条

若^二求^レ名^一之人^一、元非^二国造・伴造・梟稲置^一、而^レ輒^レ詐^レ訴、言^下自^二我^一祖時^一、領^二此^一官家^一治^中是^二郡^一、汝等^二国司^一不^レ得^二隨^レ詐^レ便^レ牒^二於^レ朝^一、審得^二実^一狀^一而^レ後^レ可^レ申^一。

ここでは、すでに指摘があるように国造だけでなく制度的に異なる伴造（部民制）・梟稲置（ミヤケ制）が歴史的に官家（貢納奉仕の拠点）を領したと認識され、その実績が評造や五十戸造といった新たな官家候補者（官家ミヤケの一種としての評家コホリノミヤケと五十戸家サトノヘイ）の選定の前提になっていたことは重要である。前代の国造制だけでなく、部民制やミヤケ制との連続性、およびこれら前代の制度の止揚において評・五十戸制が構想されている点が指摘できる。評・五十戸制は多様な前代的制度の統合的側面においてその新しさを評価できるが、それが大きな抵抗なく可能であったのは、人間集団と貢納奉仕の拠点としての「官家」を一对一に結び付けるといふ旧来からの基本的な原理を変更しなかった点にある。これが、旧来からの連続性であり、領域的かつ均質的な支配を指向する国郡里制との大きな質的差違として評価される。前代的制度が有した官家の多様性を前提に、これを課税単位としての評ないし五十戸としてまとめたものと考えられる。

さらに評・五十戸制と郡郷里制との大きな違いは、当初は同じ造姓により、国造・評造・五十戸造が階層的な差違がなく併存することであり、飛鳥京木簡においては、評+五十戸段階より某部五十戸が一段階古いこと⁽⁸⁾、かつ貢納責任者たる五十戸造⁽⁹⁾、氏族的な評君などの特徴を重視するならば、人間集団への課税単位として評と五十戸は併存し、行政組織の重層性は本来は弱かったと評価される。これが国―評―五十戸へと重層的な編成として全国的に転換するのは、木簡表記を尊重するならば、庚午年籍および中央氏族を対象とした先行する同質の「甲子年諸氏系譜」（後述）を前提に、部曲を廃止した天武四年以降と考えられる⁽¹¹⁾。

① 公民制の成立過程

「五十戸制の変遷」

木簡の表記によれば、評の用字は大室令まで変化しないが、下部組織の五十戸は、天武朝以前は「五十戸」、持統朝以後は「里」という用字変化が確認されている⁽¹²⁾。従来は、天智朝以前の五十戸表記には部名が多く、天武期以後に地名（非部名）の五十戸表記が多いことから、天武四年の部曲廃止により部民的集団から領域的な里に再編されたと考えられる説が有力であった⁽¹³⁾。ところが、天智期にも「大山五十戸」のような非部名の五十戸表記がなされることを重視して、こうした一元的な転換を批判して天武四年以前から非部名の領域的五十戸も存在したとの議論が提起されている⁽¹⁴⁾。

大化前代には「国家所有公民」（伴造・部民系列とミヤケ系列）と「大所領人衆」（諸氏・国造系列）という複数の支配系列が存在し、五十戸にも本来的に、部民系とミヤケ系という二系列が存在したとすれば、部名と非部名の差違はこのような違いとして理解できる。人間集団と貢納奉仕の拠点の対応という基本的に同じ原理の二つの系統と理解するならば⁽¹⁶⁾、ミヤケや国造の民も部民と同じく人格的な関係を前提としているので、非部名五十戸だから領域的ということにはならないと考えられる。

実例を示すならば『播磨国風土記』の里名によれば、部民的な系譜を引く里名は、表面上多くない。すなわち、饒磨郡漢部里・揖保郡早部里・神前郡的部里などにすぎない。しかしながら、部を省略した饒磨郡伊和里（伊和部）・賀毛郡起勢里（巨勢部）・穂積里（穂積部）・宍粟郡石作里（石作部）を含め、さらに饒磨郡安相里（沙部）・少川里（私部）・安師里（神戸）・揖保郡越部里（皇子代）・少宅里（漢部）・宍粟郡比治里（山部）・安師里（山守里・山部）などの里は、表面上は部名に基づかない

非部名里に分類されるが、説話の内容からすれば部名里に起源を有したことは容易に判断される。こうした里名が何時改称されたかについて、風土記には必ずしも明記されていないが、庚寅年籍において部名里から地名里に変更された事例は、饒磨郡私里↓少川里、揖保郡皇子代里↓越部里、揖保郡漢部↓少宅里の三例が知られる。部名里から地名里への最終的な転換はこの時期であったと推定される。ところが、これ以前にも孝徳期に宍禾郡比治里（山部）が成立し、天智期の国宰道守臣の時に、鹿来墓が揖保郡香山里、庚午年籍の時に伊和から宍禾郡石作里、総領石川王の時に握村から揖保郡広山里へ、国宰田中大夫の時大宮里から揖保郡大宅里へと改称している。これらの事例は、天武十年以前の五十戸制段階であり、さらには天武四年の部曲廃止以前においても地名里への変更がなされていることは重要である。このことは、木簡において部名五十戸と非部名五十戸の違いにより質的に区分することは困難であることを示している。有名な下総国大嶋郷戸籍は孔王部集団を組織していることは知られているが、仮に非部名五十戸への改称（孔王部↓大嶋）が、『播磨国風土記』の実例のように、里制施行よりも早かったとすれば、その部民集団としての本質を「大嶋五十戸」のような表記から判断することは難しくなる。部民集団を母体とする五十戸が、必ずしも部名五十戸と表記せず、里制施行以前から非部名（地名）五十戸で表記されていることを認めるならば、非部名（地名）五十戸が領域的支配の指標には必ずしもならないことが確認される。

一方、『播磨国風土記』の里名には、ミヤケ系の里名も存在する。美囊郡志深里（屯倉・御宅村）、神前郡川辺里（三家人）、印南郡益氣里（御宅）、饒磨郡（飾磨御宅・五国造田）、揖保郡越部里（三宅）・枚方里（漢人・田部）・大家（宅）里（千代勝部）・大田里（呉勝）などがある。こちらは、当初から地名里名を採用していたが、国造や渡来系の人間集団を前提に組織していたことを前提とすれば、部民と基本的に同一原理で

あったことになる。「大山五十戸」には「田部」が存在したことを重視すれば、ミヤケに系譜する可能性が指摘できる。

改新之詔第一条にも「罷_レ昔在天皇等所_レ立子代之民・処々屯倉、及別臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民・処_レ田庄_二」とあるように⁽¹⁸⁾、部民（子代）と屯倉がセットで、諸氏・国造の有する部曲と対比されている⁽¹⁹⁾。大化二年の皇太子奏においても「子代入部」「御名人部」「皇祖大兄御名人部」と「屯倉」がセットで記載されている。部民と屯倉がセットで記載され、非部名里のミヤケ（県稲置）系五十戸も古くから存在したことを考慮すれば、先述した「国家所有公民」は伴造・部民とミヤケ（県稲置）系列、「大小所領人衆」とは、その他の諸氏・国造系列に分類することが可能である。部名と非部名を区別せず五十戸に編成したこと、すなわち改新之詔第一条でいう、子代の民とこれに対応する屯倉の廃止がまずなされ、国家所有の公民に位置付けられたのは、伴造・部民とそのミヤケ（県稲置）系列であったと考えられる。

しかしながら、五十戸には課税単位としての性格が強く認められるとすれば、律令制下のように戸口全体の編戸的把握は必ずしも必要がなく、貢納責任者たる五十戸造や戸主の把握に重点があったことになる。従って、戸口まで把握する造籍編戸の必要性は律令制下に比較して低く、庚午年籍を前提に、天武四年に部曲（民部）を廃止することにより諸氏・国造系統の民を五十戸に統合したため、非部民的五十戸の割合が高くなったと考えられる。なお、家部の実質は以後も氏賤として存続するが、庚寅年籍の前後に解放された「直広肆下毛野朝臣子磨、奏_レ欲_レ免_二奴婢陸佰口_一奏可_二」とある下毛野朝臣の奴婢や、「氏祖時所_レ免奴婢既除_レ籍_二」⁽²⁰⁾という存在は、家部のうち解放された者と推定される。

天武期の部曲廃止による二系統の統合は、まだ氏族制的な同一原理による「民部・家部」籍と「五十戸」編成の庚午年籍を前提にして可能であったことになる。造籍をしなくても、天武四年の部曲廃止を契機とし

て非部名の五十戸が編成されたことは、こうした系統論を前提とすれば十分可能である。造籍による最終的再編は、二つの系統を区別なく統合し、戸口まで把握した庚寅年籍が大きな画期となったが、それでも部曲の廃止直後に出家の額に關係して戸の等級を前提とした三等戸制が施行されたことは、戸の大小を意識した編成がこの時から開始されたことを示唆する。さらに天武六年には浮浪人対策として出身地と浮浪地の両方で課役を徴収する命令が出されており、戸籍に記載された「本土」（本貫地）を前提に「課役」を徴収する制度が開始されたことが確認され、部曲の廃止から庚寅年籍の間に公民制の基礎が大きく整備されたと考えられる。

五十戸制の変遷において、

I 大化二年—品部廃止詔

『日本書紀』大化二年八月癸酉条

始於今之御寓天皇及臣連等、所有品部、宜悉皆罷、為國家民。

II 天智三年—民部家部の設定

『日本書紀』天智三年二月丁亥条

宣増換冠倍位階名及氏上・民部・家部等事。……其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜干楯・弓矢。亦定其民部・家部。

III 天智九年—庚午年籍

『日本書紀』天智九年二月条

造戸籍、断盜賊与浮浪。

IV 天武四年—部曲廃止

『日本書紀』天武四年二月己丑条

詔曰、甲子年、諸氏被給部曲者、自今以後、除之。

V 持統四年—庚寅年籍

『日本書紀』持統三年閏八月庚申条

詔諸國司曰、今冬、戸籍可造。宜限九月、糺捉浮浪上。

『日本書紀』持統四年九月乙亥条

詔諸國等曰、凡造戸籍者依令也。

という五つの公民制における画期が想定されている。さらにIVからVの間に、五十戸表記から里表記の変化が起きているが、質的な転換なのか、表記上の変化にすぎないのかについて議論がある。これについては、天武期後半の国境画定事業や淨御原令の先行施行との関係が指摘されている。従来の議論では、令制前の諸制度を族制的な部民制と領域的なミヤケ制・国造制などに二分して、前者から後者への転換を構想し、IV天武四年の部曲廃止に大きな画期を求めてきた⁽²⁴⁾。しかしながら、先述したようにミヤケ・国造制が領域的であったかどうかは疑問であり、こうした説明ではミヤケと部民を峻別するため天武四年以前にも非部民（地名）五十戸が存在することの説明ができなかった。

〔品部廃止詔〕

前提としてI大化二年—品部廃止を中核とする大化期の部民廃止がどの程度のものであったかは、大化改新の評価にかかわる重要な問題であり、評価は分かれている⁽²⁵⁾。理念的には王民たるべき「国家所有公民」と豪族私有民たる「大小所領人衆」に区分されるが、大化期には、後者を前者に繰り込む部民廃止政策が多く出されている。

① 『日本書紀』大化元年九月甲申条

自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後。其臣・連等、伴造・国造、各置己民、恣情驅使、……進調賦一時、其臣・連・伴造等先自収斂、然後分進。……從今以後不得売地。勿妄作主兼并劣弱。

② 『日本書紀』大化二年正月甲子条（大化改新詔）

即宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、及別臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民・処処田莊。

③ 『日本書紀』大化二年三月壬午条(皇太子奏請文)

皇太子使_レ使奏請曰、……其群臣・連及伴造・国造所有昔在天皇日所_レ置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名部入部(謂_二彦人大兄_一也)及其屯倉、猶如_二古代_一而置以不。……天無_二双日_一、国無_二二王_一。是故兼_二并天下_一可_レ使_二万民_一、唯天皇耳。別以_二入部及所封民_一、簡_二宛仕丁_一。從_二前処分_一。自余以外、恐私駭役。故獻_二入部五百廿四口・屯倉一百八十一所_一。

④ 『日本書紀』大化二年八月癸酉条(工品部廢止詔)

而始_二王之姓名_一、臣・連・伴造・国造、分_二其品部_一、別_二彼姓名_一。復以_二其民品部_一、交雜使_レ居_二国県_一。遂使_二父子易_レ姓、兄弟異_レ宗、夫婦更互殊_レ名、一家五分六割。……粵以、始_二於今之御寓天皇_一及_二臣連等_一、所有品部、宜_二悉皆罷_一、為_二国家民_一。……改_二去旧職_一、新設_二百官_一、及著_二位階_一、以_二官位_一叙。

①では代々の天皇が置いた代の民までが、臣連以下により駆使される実状が語られ、土地の兼併が禁止される。②では子代の民(および屯倉)と臣連以下の部曲(および田荘)を廃止することが宣言される。③では①と同じく昔の天皇が置き、群臣の所有となつている子代入部と皇子等が私有している御名入部が対比的に語られ、入部と屯倉の献上が語られている。ただし、子代入部と御名入部は、②の子代を構成するもので、豪族が子代を管理した場合を「御名入部」と称していたことになり、②の部曲とは異なる範疇と考えられる。④も同じく王の名前だけでなく群臣の名前が付けられた「品部」までも廃止して、「国家の民」とすることが述べられている。さらに、伴造・国造などの「旧職」を廃止して、「百官」「位階」「官位」の秩序を構築することが宣言される。

①から④まで、表現は異なるが、いずれも「代民」「子代之民」「子代入部」「王之姓名」など、王の名前が付けられた子代(御名入部)と豪族が所有する部曲(子代入部)が対比的に語られている。

① 「自古以降、每_二天皇時_一、置_レ標_レ代民_一垂_二名於後_一(子代)

「其臣・連等、伴造・国造、各置_二己民_一恣_レ情駭使_一(部曲)

② 「罷_二昔在天皇等所_一立子代之民・処々屯倉_一(子代・屯倉)

「別臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民・処処田荘_一(部曲・田荘)

③ 「昔在天皇日所_レ置_二置子代入部_一、皇祖大兄御名部入部

(謂_二彦人大兄_一也)及其屯倉(御名入部・屯倉)

「其群臣・連及伴造・国造所有昔在天皇日所_レ置子代入部(及其屯倉)

④ 「始_二王之姓名_一(分_二其品部_一、別_二彼姓名_一)」(王之姓名||子代)

「臣・連・伴造・国造、分_二其品部_一、別_二彼姓名_一(豪族部||部曲)

いずれも表現は異なるが基本的に同じ対比を示すと考えられる。とりわけ④に「始_二於今之御寓天皇_一及_二臣連等_一、所有品部、宜_二悉皆罷_一、為_二国家民_一」とあるように、子代と部曲を合わせた概念として「品部」が位置付けられ、「天無_二双日_一、国無_二二王_一。是故兼_二并天下_一可_レ使_二万民_一、唯天皇耳」という理念を示し、これらを廃止して「国家民」(王民)とすることが目標として語られている。理念的には、純粋な王民たる「子代」(子代入部)に対して、豪族が管理する子代たる「御名入部」と豪族部名を付せられた「部曲」(後の民部)の区分が想定され、さらに部名を有さない豪族私有民(後の家部)も存在したと考えられる。

六世紀以降、地方首長の王権への従属度が深まり、伴造・部民制的関係の量的拡大がおこった。この段階に大王から伴造・部民集団の管轄権を委譲された有力王子と大夫による合議制が生まれたと考えられる。中小伴造の奉仕先であるツカサ(司・官)が大王宮だけに収斂されなくなり、王族の宮や豪族の宅を拠点として機能させるようになったのである。厩戸王子が独自に斑鳩宮を経営し、蘇我氏の邸宅で「天皇記・国記」の編纂管理がおこなわれたように、大王宮のみに収斂しない分節的な権力構造であったため、軍事・外交などの重要な政策課題については、大王

のもとでの有力王族・大夫らによる群臣会議が開催される必要があった。群臣の宅や有力王子の宮、キサキ宮に馬司（官）のような職務執行の機構（ツカサ）が分散したため、この段階に大王から伴造・部民集団の管轄権を委譲された有力王子や大夫による群臣会議が生まれ、大殿前の庭が大王臨御の御前会議の場となっていた。⁽²⁹⁾

こうした有力な王子の宮と群臣のヤケを単位としたツカサの分有を前提に考えれば、部民が豪族に分割所有されるのは弊害ではなく、「王政出_レ自_二大夫_一」（『家伝』上、鎌足伝）と形容されるように日常的な政務については、大夫らに任されていたのであり、まさしく構造的な在り方である。「私民」化の進行という現状に対して、部民がすべて王民であることを強調する新たな王民制は、あくまで現状変革の目標として大化期に宣言された理念であつたとしなければならぬ。⁽³⁰⁾

④品部廃止詔や②改新之詔などでは、繰り返し、本来は王の民でありながら王族や豪族に所有されている民を「国家の民」とすることが命令されている。③の皇太子奏請文には王の名前を付けた品部を「国家の民」にすると宣言されているが、その実態は大王への定量的な課役負担を新たに開始するものとして解釈される。⁽³¹⁾これにより品部雑戸の把握にみられる戸の代表者による「一戸一丁役」のように、戸口全体を把握せずとも五十戸単位の仕丁およびその資養物（養_二庸_一）、戸別（男身）の調などの貢納が可能となり、部名五十戸編成の前提となった。

しかしながら、王民とは異なる無姓の豪族私有民については、II天智三年の民部家部の設定やIV天武四年の部曲廃止まで具体的な政策が見えないので、改新の目標としては宣言されたとしても、実効性はなく、そのまま存続したと考えられる（その意味では、現状の改新之詔は天武期あたりまでを視野に入れて書かれた理念的な性格が強い⁽³²⁾）。

結局、豪族が己民（部曲）を置いて駆使しているとの現状認識に対して（①）、子代と部曲を合わせた品部全体を国家民とする理念が宣言さ

れたが（②④）、具体的政策として実現されたのは、子代（昔の天皇が置き、群臣の所有となっている子代入部と皇子等が私有している御名入部に区分される）からの仕丁の献上による「国家民」化だけであり（③）、豪族部名を付せられた「部曲」の王民化は、天智期におけるIIIの民部・家部の設定まで遅れ、その内容も③皇太子奏請文において子代に対して行われたような数量的把握と限定にすぎず、名目的な仕丁や戸別（男身）の調に留まり、王族や豪族や有する権益はあまり変化せず、ようやく天武期以降のIV部曲廃止において公民制への転換が可能となったとの見通しが得られる。

②食封と造籍―氏族制原理の残存

【甲子の宣と部曲・食封】

ここまで五十戸編成の内実を中心とする公民制の形成過程を概観してきた。後半では、天智期の甲子の宣と庚午年籍について検討したい。⁽³³⁾六七〇年の庚午年籍は、六六四年の甲子の宣と六七五年の部曲廃止の中間に位置している。すなわち、氏ごとの民部・家部すなわち部曲の認定を前提に全国的な造籍がなされていることがまず留意される。庚午年籍が後の戸籍と大きく異なるのは、領域的ではない、こうした氏族的な編成により作成されていた点である。

甲子の宣の適用範囲は、『続日本紀』大宝二年九月己丑条に「詔、甲子年定_二氏上_一時不_レ所_レ載_レ氏、今被_レ賜_レ姓者、自_二伊美吉以上_一、並悉令_レ申」とあり、『古語拾遺』に「至_二于_一淨御原朝、改_二天下_一万姓、而分_二為_一八等、唯序_二当年_一之_レ勞、不_レ本_二天降_一之_レ績。其曰_二朝臣_一、以賜_二中臣_一氏、命以_二大刀_一。其三曰_二宿禰_一、以賜_二齋部_一氏、命以_二小刀_一。其四曰_二忌寸_一、以_二秦漢_一二氏及百濟文氏等之_レ姓」とあるによれば、おおむね大氏が朝臣、小氏が宿禰に相当することが確認される。庚午年において氏上を定めた

時に作られた台帳を基準にして、天武期に朝臣と宿禰が与えられたことが推定できる⁽³⁵⁾。ただし、伴造と忌寸が厳密に対応し、大氏や小氏と同質の「氏」と扱われていたのかは明確でない。少なくとも従来の説では、少数の特権階層たる忌寸とその他の連についての質的な区別や、「伴造等氏」そのものである連姓への改姓とその位置付けが曖昧であったと考⁽³⁶⁾える。

すなわち、朝臣や宿禰に比較して、忌寸の賜姓が十一氏と少ないこと、忌寸以上の賜姓の前提として連姓が天武九年以降、大量に与えられており⁽³⁷⁾、これらの旧姓の多くが造であるように伴造的格の氏に対して与えられて⁽³⁸⁾いること、天武紀十年正月丁丑是日条には「大山上草香部吉士大形授⁽³⁸⁾小錦下位、仍賜⁽³⁸⁾姓曰⁽³⁸⁾難波連」とあるように、しばしば後の五位に連続する小錦位と連姓賜与が連動していること⁽³⁹⁾、などからすれば連姓を賜与することは五位相当の小錦位以上になり得る家格として氏の家柄を認定したものと判断される。天武期前半に「小錦以上大夫」という定型句が『日本書紀』に頻出するようになるのはこうした動きと連動⁽⁴⁰⁾する。甲子の宣において、氏上に認定されながら、「伴造等之氏上」については「不⁽⁴⁰⁾所⁽⁴⁰⁾載氏」として台帳に載せられなかったと考えられる。そのため、天武期の真人・朝臣・宿禰・忌寸の四姓賜与に先行して、「不⁽⁴⁰⁾所⁽⁴⁰⁾載氏」であった「伴造等之氏」について連姓が与えられたことが想定される⁽⁴¹⁾。

すなわち、「大氏・小氏」と「甲子年定⁽⁴¹⁾氏上⁽⁴¹⁾時不⁽⁴¹⁾所⁽⁴¹⁾載氏」⁽⁴¹⁾「伴造等氏」を合わせた全体が、連姓以上への改姓をおこなったとするならば、ほぼ小錦位以上になり得る貴族に相当することになる。『日本書紀』の記載によれば、真人姓に十三氏、朝臣姓に五二氏、宿禰姓に五十氏、忌寸姓には十一氏（大隅直を含む）が改姓している。さらにこれに準ずる氏として旧姓である連姓への氏単位の改姓が五五氏ある。ただし、これらのうち文首（連）が書忌寸、草壁吉士（連）が難波（連）忌寸とな

るなど十氏が後に忌寸姓に上昇し、さらに物部首（連）が布留宿禰、三宅吉士（連）が三宅宿禰、刑部造（連）が忍壁宿禰に改姓しているの、連以上の合計はこれら重複を除けば百六十八氏となる⁽⁴²⁾。およそ甲子の宣においては、「大氏・小氏」が古い臣・連姓に相当し、宿禰姓以上、「伴造等氏」は古い中央の伴造・国造に相当し、連（忌寸）姓以上を示すと考⁽⁴³⁾えられる。

そもそも改新之詔第一条には、豪族層の部曲を廃止した後は大夫以上⁽⁴³⁾に食封を与えると宣言されていた。しかしながら、民部・家部を与えられたのは「伴造等氏」までであったが、天武四年の「諸氏」に与えられた部曲廃止後は、「甲子年定⁽⁴³⁾氏上⁽⁴³⁾時不⁽⁴³⁾所⁽⁴³⁾載氏」の扱いにより小錦以上⁽⁴⁴⁾の大夫でなければ食封の対象外となってしまう。

A 『日本書紀』天武四年二月己丑条
詔曰、甲子年、諸氏被⁽⁴⁴⁾給部曲者、自⁽⁴⁴⁾今以後、除之。

B 『日本書紀』天武五年四月辛亥条

勅、諸王・諸臣被⁽⁴⁴⁾給封戸之稅者、除⁽⁴⁴⁾以西国、相易給⁽⁴⁴⁾以東国。

C 『日本書紀』天武五年八月丁酉条

親王以下小錦以上大夫、及皇女・姫王・内命婦等、給⁽⁴⁴⁾食封、各有⁽⁴⁴⁾差。

D 『日本書紀』天武十一年三月辛酉是日条

詔曰、親王以下至⁽⁴⁴⁾于諸臣、被⁽⁴⁴⁾給食封皆止之、更返⁽⁴⁴⁾於公。

旧食封たる部曲（民部）から新たな食封制度の移行において、西国から東国への割り代えなどにより「小錦以上大夫」に与えられた新たな食封と「諸臣」に与えられていた旧食封⁽⁴⁴⁾部曲（民部・家部）の収公において、その特権を失ったのが「伴造等氏」であったと考えられる。

『日本書紀』天武十一年八月癸未条

詔曰、凡諸臣考選者、能檢⁽⁴⁴⁾其族姓及景迹、方後考之。若雖⁽⁴⁴⁾景迹・行能灼然、其族姓不⁽⁴⁴⁾定者、不⁽⁴⁴⁾在⁽⁴⁴⁾考選之色。

『日本書紀』持統四年四月庚申条

詔曰、百官人及畿内人、有_レ位者限_二六年、無_レ位者限_二七年、以_二其上日、選_二定九等、四等以上者、依_二考仕令、以_二其善最功能、氏族大小、量授_二冠位_一。

部曲廃止にともなう諸臣の旧食封の収公と連動して、「**氏族**」(家柄)を重要な判断基準とした官位の昇進が開始され、「**氏族**」がはっきりしないものは昇進させないことが明言され、持統期には氏族の大小が冠位授与の指標になった。

とりわけ「伴造等氏」は「甲子年定_二氏上_一時不_レ所_レ載氏」とされたので、「**其氏族不_レ定**」という状態になった。これを是正するため、五位相当の小錦位以上になり得る家格としての連姓の大量賜与と、さらに選抜された忌寸以上の賜与(十四氏)による小錦位確保_二食封の対象化_一という修正がなされたと考えられる。天武期以来食封(位封)の支給対象は五位相当の小錦位以上であり続け、文武期まで存続した。以後は位禄に代えられたが、五位以上に食封があったという伝統は、しばしば政策的な議論の前提とされ続けた。

『統日本紀』文武元年八月壬辰条

賜_二王親及五位已上食封_一各有_レ差。

『統日本紀』慶雲二年十一月庚辰条

有_レ詔、加_二親王・諸王・臣食封_一各有_レ差。先_レ是、五位有_二食封_一。至_レ是、代以_二位祿_一也。

伴造層すべてを、経済的問題などから五位相当の小錦位以上の大夫として処遇することができない矛盾が以後も問題視されたと考えられる⁽⁴⁵⁾。本来、律令制以前においてマエツギミ層が有したツカサの分有にともなう支配層としての特権と負担という一体的な地位が、その後、伴造層にも擬似的に拡大した結果、支配層としての氏の認定と、旧連姓が有した大夫の地位、五位相当の叙位、経済的特権などにアンバランスなズレが生じたことが根本にあったと評価できる。

【甲子の宣と庚午年籍】

庚午年籍については、井上光貞の研究が基本的論点を提示している⁽⁴⁶⁾。五畿七道に対して写し進めることが命じられている平安期の史料や遺存史料により、その対象は全国に及び、その対象も中央氏族を除いて全階層に及ぶこと、定姓の特殊性により永久保存が義務づけられていたこと、甲子の宣や天武の新姓との連続性などが指摘されている。

ここで、中央氏族の庚午年籍が遺存史料に見られないとの指摘を重視するならば、「甲子年定_二氏上_一時不_レ所_レ載氏」の表現からは「甲子年諸氏系譜」ともいうべき掲載すべき台帳が存在し、これが庚午年籍と補完的に機能したことが推定される。中央有力氏族にとつての基本台帳はこの「甲子年諸氏系譜」であったことになる。この帳簿は理官(後の治部省)が管理し⁽⁴⁷⁾、大氏と小氏に限定されるとすれば⁽⁴⁸⁾、後の真人・朝臣・宿禰姓に相当する合計一一一氏(連姓からの改姓四氏を引いた数)よりも少ないものであったと考えられる。

従って、中央有力氏族を除く、地方の国造・評造氏への定姓は庚午年籍までは確定しなかったことになる。

『日本書紀』天武五年四月辛亥条

外国人欲_二進仕_一者、臣連・伴造之子、及国造子聽之。唯雖_二以下庶人_一、其才能長亦聽之。

天武五年段階において、諸国に居住する臣・連および伴造の子だけでなく、国造の子までが出身を許されているのは庚午年籍において新たに国造・評造の姓が定められたことによると考えられる⁽⁴⁹⁾。庚午年籍において外国にも臣・連・伴造さらには国造の定姓がなされた結果(「甲子年諸氏系譜」の地方豪族版)、中央の豪族層とのカバネ的区別が曖昧になり、「更改_二諸氏之族姓_一、作_二八色之姓_一」⁽⁵⁰⁾とあるように、新たな四姓による再編が必然化したものと考えられる。

庚午年籍の「背」(紙背)には「粟凡費籍」「長費籍」などと表記され

ており、地方豪族においても氏別の編戸がなされていたことが以下の史料から推測される。

『続日本紀』神護景雲元年三月乙丑条

阿波国板野・名方・阿波等三郡百姓言、己等姓、庚午年籍被_レ記_二凡直。唯籍背著_二費字。自_レ此之後、評督凡直麻呂等披_二陳朝廷、改_二粟凡直姓。已畢。天平宝字二年編籍之日、追注_二凡費。情所_レ不安。於_レ是改_二為_二粟凡直。

『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条

阿波国勝浦郡領長費人立言、庚午之年、長直籍背著_二費之字。因_レ茲、前郡領長直救夫、披訴改_二注長直。天平宝字二年、国司從五位下豊野真人篠原、以_レ無_二記驗。更_二為_二長費。官判依_二庚午籍。為_レ定。

これらの記載によれば、阿波国板野・名方・阿波等の三郡では、庚午年籍に「凡直」と記されているが、籍の紙背にのみ「費」字を記していること、阿波国勝浦郡でも庚午年の「長直籍」には紙背に「費」の字、すなわち「長費籍」と記されていたこと、などが想定されている⁽³¹⁾。従って、これら庚午年籍の紙背に書かれた題名は、里（五十戸）名などの地名ではなく、氏別に記載されていたことになる。

すでに指摘があるように、その規模は筑紫諸国の庚午籍の巻数七百七十が『倭名抄』の郷数五百九に比較して多いことから、里よりも小規模な人間集団を単位とする編成であり、『粟鹿大明神元記』の記載によれば、但馬の朝来評造が「国造・県領并殿民」の源の是非を勘定し、朝廷に注進したとあるように、王民たるべき「国家所有公民」（＝国造・県領）と豪族私有民たる「大小所領人衆」（＝殿民）に対しての評造による氏族系統別の調査がなされている⁽³²⁾。

以上によれば庚午年籍段階では、部民・ミヤケ系列の五十戸編成と氏族単位の民部・家部＝部曲という二元的な編成がなされていたことになる⁽³⁴⁾。

このように地方豪族に対する定姓が庚午年籍段階であるならば、『常陸国風土記』にみえる天智三年の冠位を有する国造・評造の記載は、庚午年籍の定姓を前提にした記載と考えられる。

たとえば、『常陸国風土記』行方郡条には有名な「立郡」記事がある。

古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城国造小乙下壬生連磨、那珂国造、大建壬生直夫子等、請_二惣領高向大夫・中臣幡織田大夫等、割_二茨城地八里、（那珂地七里）、合_二七百余戸、別置_二郡家。

「大建」という冠位は天智三年以降のものであり、「国造」姓だけでなく「評造」や「五十戸造」という地方豪族層への姓の統一的な賜与も庚午年籍段階であった可能性を示唆する。おそらく郡領の「譜第」⁽³⁵⁾に記載された記事が、本文に採用されたもので、『常陸国風土記』には『播磨国風土記』とは異なり庚午年籍段階の記載がないことも勘案すれば（常陸国の場合、庚午年ではなく一年遅れの辛未年に完成したことは『類聚三代格』弘仁十一年五月四日太政官符に記載がある）、孝徳期だけでなく、天智期までの内容が圧縮されている可能性が高いと考えられる⁽³⁶⁾。

さらに、久慈郡条には天智期に藤原鎌足の封戸を検校する使者として軽直里磨の記載がある。

『常陸国風土記』久慈郡条

至_二淡海大津大朝光宅天皇之世、遣_レ檢_二藤原内大臣之封戸、輕直里磨、造_レ堤成_レ池。

天智朝における封戸とは、正確には氏単位の与えられた「民部」のことであったと推測される。国司経由でない、使者を派遣する直接的な收取に任されており、「民部」からの「封戸の税」などが評_一五十戸とは別系統の使者派遣により管理されたと考えられる。後の長屋王家の税司や屯田司舎人、中宮職捉稲使は、この系譜に連続するものである⁽³⁷⁾。やがてこれらは、天武期における「民部・家部＝部曲」系封戸の廃止により里

を単位とした「五十戸」系封戸への転換にともない、正丁数を基準とする均質な標準戸編制を前提とした評―里の一元的な再編が必要とされたものと思われる。

以上によれば甲子の宣により、中央氏族の「甲子年諸氏系譜」認定（ただしリスト化は大氏と小氏のみ）と、「其」（大氏・小氏と伴造等）の民部家部Ⅱ部曲は、先行して氏別にまとめられ庚午年籍とは補充的に扱われた。庚午年籍段階には、諸国の国造・伴造氏の氏記録化と、部民やミヤケ系の五十戸編成とが別扱いでおこなわれた。すなわち、中央・地方の氏別編成を除外したところで、課税単位としての五十戸編成が二元的におこなわれており、領域的な編戸としては不十分な段階であったと評価される。

庚午年籍の五十戸（部民・ミヤケ系）Ⅱ「国家所有公民」は労役と貢納物の課税単位として位置付けられ、その内実は、里より小規模な人間集団で、品部雑戸の把握にみられる戸の代表者による「一戸一丁役」のように、戸口全体を把握せずとも五十戸単位の仕丁およびその資養物（養庸）、戸別（男身）の調などの貢納が可能となる体制であった。一方畿内有力諸氏の民部・家部Ⅱ部曲Ⅱ「大小所領人衆」は、その廃止が「親王・諸王及諸臣、并諸寺等所賜山沢・嶋浦・林野・陂池、前後並除焉」と同時であったように、⁽⁵⁸⁾用益地と合わせた先駆的な旧封戸民として扱われ（常陸国へ派遣された藤原内大臣封戸管理のための使者軽直里磨が「造_レ堤成_レ池」として在地の再生産構造に関与していることも参考となる⁽⁵⁹⁾）、⁽⁵⁹⁾氏女の貢納のような氏単位の負担とセットで機能させたと考えられる。

『常陸国風土記』では基本的に大化二年の改新之詔を前提に「国―郡―里―戸の編成」を記述している。坂東の八カ国への国の分割、六国造国を前提とした第一次立郡、里の編成、編戸を前提とした郡の分割などは、明らかに大化二年の改新之詔にみえる国郡制や編戸の規定が常陸国でも完全に実施されたことを前提にしている。しかしながら、これらは

庚午年籍段階に認められた地方豪族の譜第的記載に準拠したものと考えれば、天智期までに達成されたのは、国宰（常道頭）―十一評―五十戸にすぎなかったと解釈される。全国的には大宰―国宰―評―五十戸の体制が庚午年籍以降に確立するが、一方で氏とその私有民を公的制度として位置付け、「詔曰、諸氏貢_二女人_一」⁽⁶⁰⁾、「詔曰、凡政要者軍事也。是以文武官諸人、務習_二用_レ兵、及乘_二馬_一。則馬・兵并当身装束之物、務具儲足₍₆₁₎」などとあるように、その義務的負担と対応させている（中央では官人化・武装と軍役・氏女貢納など）。

【庚午年籍における京戸の問題】

近年、「京職・畿内・七道諸国」に所在する庚午年籍を写し進めさせて中務省に置かせたとある平安初期の記事を根拠に、⁽⁶²⁾庚午年籍には京戸が存在したとの見解が示されている。⁽⁶³⁾しかしながら、書写は「左右京職」に対して命じられており、明らかに大宝令以降に京職は左右京に分化したのであるから、「京職・畿内・七道諸国」の表記が天智朝段階の戸籍区分を正確に伝えたものではないことになる。加えて七道諸国のすべて、とりわけ当時立国されていない辺境諸国に庚午年籍が作成されたわけではなく、平安期において「京職」の用字はしばしば左右京職の略称としても用いられ、「京職」の語は天武朝以降に初見するので、天智朝の「京職」に庚午年籍が存在したとの根拠は薄弱である。京戸の主要な構成要素である畿内有力氏族の本宗家については、先述したように庚午年籍には記載がなく、甲子の宣（六六四）から天武四年（六七五）の部曲廃止までは、「大氏・小氏・伴造」という氏単位の編成であったことを重視するならば、五十戸編成とは異なる氏族制的編成原理によるもので、少なくとも律令制的な京戸は未成立であった可能性が高い。

ちなみに、『家伝』鎌足伝によれば近江に移住したことが明らかにならず、⁽⁶⁴⁾臣鎌足は（ただし、庚午年籍の前年に死去し、藤原姓を賜与されている）、⁽⁶⁵⁾「大倭国高市郡人」と表現されているのに対して、天武朝の生まれであ

るにもかかわらず藤原武智麻呂は「左京人」との表現がある。したがって、庚午年籍以降に京戸は整備されたとするのが妥当と考える。

ただし、甲子の宣で定められた中央氏族の「甲子年諸氏系譜」認定が、基本的に後の畿内地域に分散居住する有力氏族を網羅しており、これが八世紀以降の京貫政策により京戸として把握され、『新撰姓氏録』の左右京に記載された氏族につながっていくという連続性は承認される。たとえば、『日本書紀』天武十三年十二月己卯条には、河内国を本拠とする「手纏丹比連・鞞丹比連」に宿禰姓を与えられているが、『姓氏録』右京神別条の丹比宿禰条には「庚午年依_レ作_二新家、加_二新家二字、為_二丹比新家連_一也」とあるように、この丹比宿禰は河内国志紀郡新家郷を拠点としており、明らかにこの段階では京貫していないことが確認される。⁽⁶⁶⁾

〔庚午年籍と王子宮・寺家〕

甲子の宣と庚午年籍にみられる補完的な関係および甲子の宣にみられる地方豪族の甲子の宣に準拠した氏族的編成についてはすでに論じた。庚午年籍において全国化した旧部民・ミヤケ系人民の五十戸編成の例外なものは、中央・地方の氏だけでなく、同様な義務的負担を課された王子宮や寺社なども対象であったと考えられる。白村江の敗戦以降における戦時体制の構築において王子宮や寺社もまたこうした単位として認定されたことがうかがえる。

『続日本紀』和銅六年五月甲戌条

讃岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡人物部乱等廿六人、庚午以来、並貫_二良人_一。但庚寅校籍之時、誤涉_二飼丁之色_一。自加覆察、就令_二自理_一、支証的然、已得_二明雪_一、自_レ厥以来、未_レ附_二籍貫_一。故皇子命宮檢_二括飼丁_一之使。誤_レ認乱等、為_二飼丁_一焉。於_レ理斟酌、何足_二憑拠_一。請、從_二良色_一。許_レ之。

『続日本紀』天平神護元年五月庚戌条

播磨守從四位上日下部宿禰子麻呂等言、部下賀古郡人外從七位下馬養造人上款云、人上先祖吉備都彦之苗裔、上道臣息長借鎌、於_二難波高津朝廷_一、家_二居播磨国賀古郡印南野_一焉。其六世之孫牟射志、以_二能養_レ馬、仕_二上宮太子_一、被_レ任_二馬司_一。因_レ斯。庚午年造_レ籍之日、誤編_二馬養造_一。伏願、取_二居地之名_一。賜_二印南野臣之姓_一。国司覆審、所_レ申有_レ実。許_レ之。

前者は、故皇子命宮（高市皇子⁽⁶⁶⁾か）、後者は上宮（厩戸王子）に仕えていた「飼丁」や「馬養」など、いずれも従属度の高い家部あるいは品部・雑戸的な地位にあった者の処置に関する記事である。注目すべきは庚寅年籍の段階においては、国司ではなく「故皇子命宮檢_二括飼丁_一之使」が「飼丁」という身分上の帰属を判断する権限を有していたことである。律令制下においてようやく讃岐守や播磨守がこうした誤りを訂正する権限を得たと考えられる。すなわち、「讃岐国寒川郡」や「播磨国賀古郡」という領域的な国郡制下の編戸において、彼らの帰属が再検討されたのである。和銅の段階においても高市皇子宮（北宮）の家産と家政機関の実質は、長屋王に継承されていた。⁽⁶⁷⁾『常陸国風土記』には天智期に軽直里麿が「遣_レ檢_二藤原内大臣之封戸_一」として常陸国に派遣されたところのように、有力な氏や王族には、独立的な経営体としての実質が認められていた。おそらく、中央氏族の「甲子年諸氏系譜」と同じく、王族の宮_二家産機構単位で所封民（民部・家部）が登録され、「人上先祖吉備都彦之苗裔、上道臣息長借鎌、於_二難波高津朝廷_一、家_二居播磨国賀古郡印南野_一焉。其六世之孫牟射志、以_二能養_レ馬、仕_二上宮太子_一、被_レ任_二馬司_一」とあるような、王子宮への奉仕の伝統の記録化がなされていたと考えられる。これは、先述したように孝徳期の皇太子奏請文において、「人部」献上（五十戸ごとの仕丁負担）を前提に認められた「所封民」（王族による固有の管理が認められた部分、湯沐や北宮功封および家人的な宮奴婢など）のことを示す。天武四年の部曲廃止以後は、王子宮内部に維持

されたツカサの解体および王族の官人化を前提に、⁽⁶⁸⁾律令制的な定量化された封物および労働力のみが封主の得分となっていく。史料が示すように、宮奴婢的な存在の多くは形骸化して公民化していったと考えられる。

同様に、寺院においても有名な紀寺の奴について「謹奉⁽⁶⁹⁾嚴勅⁽⁷⁰⁾搜⁽⁷¹⁾古記文⁽⁷²⁾、有⁽⁷³⁾僧綱所⁽⁷⁴⁾庚午籍、書⁽⁷⁵⁾寺賤名⁽⁷⁶⁾」とあるように、「古記文」によれば、玄蕃寮の統属下にある「僧綱所」が「庚午籍」を管理していたことは重要で、「庚午籍」には寺院単位の「寺賤」のリストが存在した可能性が指摘できる。本来は紀臣の家部的な存在であったものが、ある時期に家産の分割を防ぐ目的で、施入されて紀寺の奴となったと考えられる。良賤身分の固定は、

『延喜式』刑部式

凡父母縁⁽⁷⁷⁾貧窮⁽⁷⁸⁾売⁽⁷⁹⁾兒⁽⁸⁰⁾為⁽⁸¹⁾賤。其事在⁽⁸²⁾己丑年以前。任依⁽⁸³⁾元契⁽⁸⁴⁾。若売在⁽⁸⁵⁾庚寅年以後⁽⁸⁶⁾及因⁽⁸⁷⁾負債⁽⁸⁸⁾被⁽⁸⁹⁾強充⁽⁹⁰⁾賤并余親相売者皆改⁽⁹¹⁾為⁽⁹²⁾良。不⁽⁹³⁾須⁽⁹⁴⁾論罪。其大宝二年制⁽⁹⁵⁾律以後依⁽⁹⁶⁾法科斷⁽⁹⁷⁾。

とあるように、庚寅年籍以降であるが、寺院における家部のような存在はリスト化されて所有が認められていたと考えられる。おそらく、前掲の「飼丁の色」や「未⁽⁹⁸⁾附⁽⁹⁹⁾籍貫⁽¹⁰⁰⁾」という表現は一般の公戸籍に付されていないことを示し、持統期にみえる「氏祖時所⁽¹⁰¹⁾免奴婢既除⁽¹⁰²⁾籍⁽¹⁰³⁾」という場合の除かれた籍⁽¹⁰⁴⁾特殊籍（氏毎の家部籍）に該当するのではないか。天武四年以前には、諸氏だけでなく王子宮や寺社ごとにこうした「民部・家部」籍が作成されていたことが想定される。

持統期の良賤身分の固定とは、民部・家部の解消と氏賤の認定であり、家部姓の庚寅籍での成立が想定され、最終的に庚寅年籍の里制で、民部・家部⁽¹⁰⁵⁾部曲の多くが包含されたことになる。一方、庚午年籍の段階で氏・宮・寺の「家部」であったものは、庚寅年籍においては一般の公戸籍とは区別された「氏賤」「宮奴婢」「寺賤」などとして表記され、身分の固定がなされたことになる。氏・宮・寺の家産機構を単位とした負担体系

が、公民制の成立により解体され、部曲（民部・家部）の一般籍（五十戸⁽¹⁰⁶⁾里）への編入と、国司による管理が徹底されたものと考えられる。

『天武期の封戸政策』

天武四年の部曲廃止（A）と連動して天武期の封戸政策は、先述したようにまず天武五年四月に諸王・諸臣に対する「封戸之税」を西国から東国に変更している（B）。この時期の封戸は令制の封戸（租の半分、調庸の全部、封丁の徴発）とは異なり、封戸の出挙稲（税）を運用することも可能で、徭役労働への徴発も頻繁であった。⁽¹⁰⁷⁾これは同年五月に、

『日本書紀』天武五年五月庚午条

宣⁽¹⁰⁸⁾進⁽¹⁰⁹⁾調過⁽¹¹⁰⁾期限⁽¹¹¹⁾国司等之犯状⁽¹¹²⁾云々

とあることと比較するならば、封主による「封戸の税」の徴収権の留保と国司による調の徴収権の併存状況がみられ、過渡期的様相を示している。すなわち、甲子の宣で定められた諸氏に対しては、改新之詔に見える「大夫以上」への食封⁽¹¹³⁾民部・家部が認められ、天智期に軽直里磨が「藤原内大臣封戸」を遣検したとあるように、新たに任命された国司（国宰）とは独立した徴収権が留保されていた。

一方、王族に対しては皇太子奏の「入部⁽¹¹⁴⁾献上（入部の王民化）以外の「所封民」（湯沐）が王族への旧食封として定められ皇子宮の実質は存続した。おそらく大海人皇子が美濃に派遣した「安八磨郡湯沐令⁽¹¹⁵⁾多臣品治や、「屯田司舍人」土師連馬手も同様な存在であり、国司とは併記されている。⁽¹¹⁶⁾皇大弟宮舍人が「私糧」を運んだり、「湯沐之米」を運ぶ「伊勢国駄五十四」の記載もこうした独自の徴収・運搬の在り方を示している。⁽¹¹⁷⁾これらを図式化すれば以下のようになる。

皇子私有の子代・屯倉 ↓ 入部献上と旧食封（所封民）認定（大化二／皇太子奏）

入部⁽¹¹⁸⁾名代（含押坂部）⁽¹¹⁹⁾王民⁽¹²⁰⁾献上／所封民⁽¹²¹⁾王族旧食封⁽¹²²⁾↓ 雑持（湯沐）

豪族所有の部曲・田処 ↓旧食封(民部・家部) 認定(天智三)

↓王族・豪族旧食封⇨部曲の廃止(天武四)

これにより、庚午年籍段階では「国家所有公民」⇨評・五十戸系列とは異なる、「大小所領人衆」⇨旧食封という扱いが諸氏・王家・寺家の民部・家部にはなされたことになる。五十戸や評単位の負担に等値されるツカサの経営を前提とした諸氏・王家・寺家単位の負担が明確化したのである。義務的負担としては官人化・武装と軍役・氏上への拝礼と氏女貢納(天武八年)・京内二四寺の法会(同九年)などが考えられる。

天武五年八月には、部曲廃止に対応して、「親王以下小錦以上大夫、及皇女・姫王・内命婦等」に対して食封が与えられた(C)。三等戸編制による旧五十戸封戸への切り換えであり、認定された氏上ではなく「小錦以上大夫」という五位相当以上の官人に対して与えられた点が新しい。さらに皇女・姫王・内命婦への食封の拡大は飛鳥池木簡にみられる「大伯皇子宮物」などヒメミコ宮の創設と関係しているのではないか。⁽²⁵⁾

天武十一年三月には、親王や諸臣が有していた古いタイプの食封(氏上に対する部曲食封)が全廃された(D)。これにより部曲封戸(民部)の旧五十戸編入による五十戸⇨里再編の前提条件が整備されたことになる。これは戸口数を平均化した標準戸編制を前提とする里制封戸への再編であり、天武朝後半以降における領域的な里制の開始(「五十戸」記載から「里」記載への変化は、浄御原令の先行施行による)⁽²⁶⁾と令制国の成立が可能となった。族姓的な要素が濃厚な庚午年籍と領域的な庚寅年籍には明らかに断絶が存在すると判断される。

おわりに

本稿では、ここまで孝徳期から持統期に至る五十戸編成の内実を中心に公民制の形成過程を考察してきた。その結論は、以下のようにまとめ

られる。

①部民集団を母体とする五十戸は必ずしも部名五十戸と表記するとは限らず、反対に非部名五十戸のミヤケ系列も国造や渡来系の人間集団を前提に組織していたことを論じ、非部名五十戸だから領域的であるという単純な議論は成立しないと結論した。また、五十戸には課税単位の性格が強く、律令制下のように戸口全体の把握はまだ不要であったこと、評と五十戸の行政的な重層性は、当初は弱かったことを指摘した。

②大化期の政策を分析し、豪族が己民(部曲)を置いて駆使しているとの現状認識に対して「子代」と「部曲」を合わせた「品部」全体を国家民とする理念が宣言されたが、具体的政策として実現されたのは、子代からの仕丁の献上による「国家民」化だけであり、豪族部名を付せられた「部曲」の王民化は、天智期における民部・家部の設定まで遅れ、その内容も数量的把握と限定にすぎず、名目的な仕丁や戸別(男身)の調に留まり、王族や豪族や有する権益はあまり変化せず、ようやく天武期以降の部曲廃止において公民制への転換が可能となったことを論じた。

③甲子の宣により、中央氏族の「甲子年諸氏系譜」認定(ただしリスト化は大氏と小氏のみ)と、「其」(大氏・小氏と伴造等)の民部家部⇨部曲は、氏別にまとめられ、庚午年籍とは補完的に扱われた。庚午年籍段階には、諸国の国造・伴造氏の氏記録化と、部民やミヤケ系の五十戸編成とが別扱いでおこなわれた。すなわち、中央・地方の氏別編成を除外したところで、課税単位としての五十戸編成がおこなわれるという二元的な編成であり、領域的な編戸としては不十分な段階であったと評価される。

④庚午年籍において全国化した旧部民・ミヤケ系人民の五十戸編成の例外なものは、中央・地方の氏だけでなく、同様な義務的負担を課され

た王子宮や寺社なども対象であった。白村江の敗戦以降における戦時体制の構築において王子宮や寺社もまたこうした単位として認定された。庚午年籍段階では「国家所有公民」¹⁷ 五十戸系列とは異なる、「大小所領人衆」¹⁸ 旧食封という扱いが諸氏・王家・寺家の民部・家部にはなされた。

以上の結論によれば、庚午年籍から庚寅年籍の間に族制的な編成から領域的な編成へと質的な転換を遂げたことになる。

関連する評制については、別稿において私見を述べたことがある¹⁷。すなわち、改新之詔と戸令定郡条にみえる郡（評）の等級規定については、原理的に大きな違いが存在する。単なる里数の多少だけではなく、一国に匹敵する大郡（評）や一里に等しい小郡（評）が想定されていることが重要である。大宝令以降における郡と連続しない評は、大評および小評が該当する。成立期の評が、遅れて天武朝後半期に成立する令制国や里の存在をあらかじめ想定せずに、その大小を設定していることは、なによりも行政区画としての未熟性を示すものである。評は郡とは異なり、里¹⁹五十戸の編成を必ずしも前提とせず、「賦評」のように二里以下でも任意の人間集団を編成できる点が大きな特質であった。領域的・均質的な郡制への移行の前段階として、緩やかに人間集団を編成・支配するという評制の本質を典型的に示している。伴造―部民制的な旧来の編成原理を大きく転換することなしに、人間集団と奉仕先の一対一の対応という限定をつけることが成立期の評の属性であり、国造だけでなく賦家・神社・宮など多様な奉仕先が存在した。行政区画としての均質な領域性の保持は孝徳朝段階には深く考慮されていなかった。極端にいえば、特定の奉仕先と人間集団の存在に規定されるのであるから、領域的には同心円や斑状な分布や飛び地的な在り方も存在した。「香山正倉」（大倭国正税帳）にみられるような郡域を超える出挙も、均質な領域性を有さない評制の本質に由来すると考えられる。したがって、評という単位での

貢納奉仕関係の一元化・明確化という意味において、孝徳朝の「天下立評」は理解すべきであり、郡に連続する領域的な行政区画としての側面は過大に評価できない。孝徳期の改革は、行政区画の設定よりも重層化した徴税単位の設定に重点があり、国造のもとで官家を拠点とする統一的、直接的な税の貢納および人の徴発を構想したものと考えられる。具体的には国造からは、広域の徭役労働・兵士役の徴発・馬の貢納などで、評造からは采女・兵衛の仕養物（養²⁰庸）や兵庫の造管管理、五十戸造は、仕丁の仕養物（養²¹庸）や男身（戸別）の調などの貢納が官家の階層化により果たされた。このように五十戸制と同じく、評制も人間集団の編成において共通し、郡制と比較して原理的に異なる側面を有していたと考えられる。

『日本書紀』の記載を基本的に信頼する立場においては、木簡の国―評―五十戸記載が天智朝までさかのぼるようになったこともあり、「皇大神宮儀式帳」の記載に見える「天下立評」と『常陸国風土記』の「立郡記事」や「坂東八国」の分立を評価して、国と評の成立は孝徳期を画期とし、これらが基本的には八世紀の国郡制に連続するという見解が提起されている²²。しかしながら、本稿で論じたように、この段階の五十戸は、律令制下の里制とは大きな質的な断絶があり、こうした見解をそのまま支持することはできない。

五十戸と同じく、大宰総領―国宰制も令制国とは地方行政単位として大きく質的に異なっていたと考えられるが、この検討は別稿に譲りたい。

註

- (1) 狩野久「部民制と国造制」（発掘文字が語る古代王権と列島社会）吉川弘文館、二〇一〇年、初出一九九三年。
- (2) 『日本書紀』成務五年九月条。
- (3) 『日本書紀』允恭二年二月己酉条。
- (4) 『日本書紀』大化二年三月甲子条。

- (5) 『日本書紀』皇極二年十一月丙子条。
- (6) 藪田香融「律令国郡政治の成立過程」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、初出一九七一年)は、評司への任用視角を記しているとするが、五十戸造も同様と考える。
- (7) 藪田香融註(6)前掲論文。井内誠司「国評制・国郡制支配の特質と倭王権・古代国家」(『歴史学研究』七二六、一九九八年)。拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇七年)。
- (8) 狩野久「律令国家の形成」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年、初出一九八四年)。岩宮隆司「律令里制の歴史的前提」(『ヒストリア』一六九、二〇〇〇年)。駅評のように里レベルの評が存在することも、本来的な評と五十戸の重層性を否定し、異なる課税単位としての性格を有していたことを示す。
- (9) 鶴見泰寿「七世紀の宮都木簡」(『木簡研究』一〇、一九九八年)。
- (10) 市大樹「飛鳥藤原出土の評制下荷札木簡」(『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇六年)。
- (11) 近年出土した「乙丑年」(天智四年)の年紀を有する「三野国ム下評五十戸」の木簡(飛鳥・藤原宮木簡概報一七―三四号)を重視して、天智朝以前、とりわけ孝徳期の品部廃止に連動した地方行政機構の整備を想定する議論がある(市大樹前掲註(10)論文、吉川真司「律令体制の形成」『日本史講座』東京大学出版会、二〇〇四年)。しかしながら、「木簡の形状、あるいは書式、形態等が、実は乙丑年ではなくて、十年下った丁丑年の同じ三野国から出た木簡とたいへんよく似ていること」から、「この一点だけでもって天智四年に本当にさかのぼるかかどうかという点には、なお若干留保は必要」との見解もある(渡辺晃宏「古代地方木簡の世紀」滋賀県文化財保護協会「古代地方木簡の世紀」サンライズ出版、二〇〇八年)。現状では時間的に連続して評・五十戸(天武十二年以降は里)を階層的に併記するようになるのは部曲が廃止される天武四年以降であることが確実なので、少なくとも天智期以前に大きな画期を想定することは慎重な立場に立つ。
- (12) 市大樹前掲註(10)論文、三六六頁。
- (13) 早川庄八「律令制の形成」(『天皇と古代国家』講談社、二〇〇〇年、初出一九七五年)、一二八頁など。
- (14) 市大樹前掲註(10)論文、三六六頁。
- (15) 『日本書紀』推古二十八年是歳条に「皇太子・嶋大臣共議之、録三天皇記及国記、臣・連・伴造・国造百八十部并公民等本記」と見える公民は百八十部と対になり部民と伴造を示すと考えられる。
- (16) ミヤケ制については拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇七年)、国造制については、拙稿「古代東国と「譜第」意識」(同前、初出二〇〇八年)参照。なお、大國造や国県制を根拠に領域支配を実現した新しい地方官であるという意見に対しては(石母田正「著作集」三、日本の古代国家、岩波書店、一九八九年、初出一九七一年、井上光貞「国造制の成立」『著作集』三、古代国家の形成、一九八五年、初出一九六〇年など)、国造の多様性を強調し、領域支配は論証されていないとする狩野久「部民制と国造制」(註(1)前掲書)の見解を支持する。
- (17) 『飛鳥・藤原宮木簡概報』一七、三四号。
- (18) 『日本書紀』大化二年正月甲子条。
- (19) 関晃「大化前代における皇室私有民」(『関晃著作集』二、吉川弘文館、一九九六年、初出一九六五年)は、子代と屯倉との密接な関係を述べる。
- (20) 『日本書紀』持統三年十月辛未条。
- (21) 『日本書紀』持統五年四月辛丑条。
- (22) 『日本書紀』天武四年四月壬午条。
- (23) 『日本書紀』天武六年九月己丑条。
- (24) 早川庄八註(13)前掲論文、鎌田元一「評の成立と国造」(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九七七年)など。
- (25) 原秀三郎「大化改新論批判序説」(『日本古代国家史研究』東京大学出版会、一九八〇年、初出一九六六・六七年)、狩野久「部民制」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年)は、部民廃止を甲子の宣の段階まで遅らせ品部廃止詔を疑う。早川庄八註(13)前掲論文、鎌田元一註(24)前掲論文は、王民と部曲を区別し、非部民を含む豪族私有民の廃止を強調する。私見は後者の立場を基本的に支持する。
- (26) 「己民」の解釈は、狩野久(註(25)前掲論文、一五頁)に従い、豪族私有民ではなく、臣連伴造以下が統率した「王に帰属されるべき民」と理解する。
- (27) 鎌田元一「部」についての基本的考察(註(24)前掲書、二〇〇一年、初出一九八四年)は、品部が部一般を示し、部曲(民部)も部民であるとして、品部が王権の民として側面を強調するのに対して、部曲は豪族の領有・支配の側面を強調したものであることを論じ、部民が本来有する二面性を強調する。
- (28) 北村文治「改新後の部民政策に関する試論」(『大化改新の基礎的研究』吉川弘文館、一九九〇年、初出一九五七年)。(大)家部が畿内と西国に多く分布すること、部曲が廃止された直後に「勅、諸王・諸臣被給封戸之稅者、除以西国、

相易給「以東国」(『日本書紀』天武五年四月辛亥条)とあるように、西国から東国に王臣に対する「封戸之税」が割り代えられたことは連動しており、それまで黙認されていた王臣の民部・家部に対する直接支配を公民化を前提に否定したものと位置付けられる。

(29) 拙稿「六、七世紀の宮と支配関係」(『考古学研究』五五―二、二〇〇八年)。

(30) 石母田正「日本の古代国家」(『著作集』三、岩波書店、一九八九年、一九七一年)は、すでに五、六世紀に王民制が編成原理となっていたとする。しかしながら、当時は豪族の「氏」による「タテ割り」的体制を否定するものではなく、王の民としての建前(統一体に属する王民の分割所有)はそれと共存するもので、必ずしも矛盾とは位置付けられていなかった。孝徳期以降に政策として自覚される王民制の徹底は、部民制が有した二面性(王の民であるとともに部曲でもある)のうち、「私民」化の進行に対して、前者のみを強調することになり、旧来の部民制の否定につながるものになる。「無姓」の民に対するカバネ付与は、一面で部民の拡大ではあるが、部曲という分割所有の側面を否定されることで、公民制の前提ともなった。

(31) 具体的な過程を説明するならば③の「皇太子奏請文」は、②「改新之詔」の原則にしたがって、王土王民的な建前から王族による大王への定量的な課税負担を新たに開始する宣言として解釈される。すなわち、理念としては「入部」(国家の民として王民化され、廃止されるべき部民)と「所封民」(字義としては湯沐・上宮乳部のような旧食封であるが、王民化したうえで、あらためて王族による固有の管理が国家から認められた部分、入部との対比では、私有の性格が強く、まだ部姓のない家人的形態の家部などを示すか)の二類型に対して五十戸ごとの仕丁負担を王民として求めたものである。しかしながら、その実質は王子宮内部のツカサの運営費として温存され、基本的に天武四年の部曲廃止まで存続する。反対に王子宮内部に維持されたツカサが解体され、王族の官人化を前提に律令制的な定量化された封物および労働力のみが封主の得分となるのは、天武朝以降と判断される。

したがって、具体的には入部は王族が所有し、豪族が管理した民部(旧部民)、所封民はそれ以外の家部(家人的奴婢)が相当すると考えられる。臣下「所有」の子代入部、皇子「私有」の御名人入部を新たに大王のみが「使役」という王民制の原則を確認し、そのうえで国造の屯倉献上と同じく、形式的に全体を献上したうえで、実質的な経営権はあくまで王族が留保したものと考えられる。王族が所有する入部と所封民から「前処分」(改新之詔)第四条の仕丁徴発規定)により新規に仕丁を五十戸単位(編戸された標準戸とは異なる)で中央に出仕させ

ることを承認したうえで、「自余以外、恐私駆役」として出身母体としての屯倉全体もあわせて形式的に献上したものである。それ以前における三十戸単位の徴発は大王直轄の屯倉に限定された慣行で、臣下「所有」の子代入部、皇子「私有」の御名人入部に関係した屯倉にはまだ及んでいなかったと想定される。封戸制の仕丁徴発も本来は天皇(大王)のみが使役する権利を例外的に臣下に譲渡したものとすれば、「改新之詔」に規定された大王による貢納物以外の制度的な徴発は仕丁のみであった。分節的なツカサの存続を前提に、天武・持統朝まで高市の香具山宮のように王子宮の実質が存続したことを視野に入れるならば、実際は封戸制度が整備されるまで、現状追認的に王族による経営権を留保し、大王に献上した仕丁(入部)以外の私的な駆使は制約されないと妥協を示すものであった可能性が高い。おそらく「入部五百廿四口」の献上は労働力たる仕丁を象徴するもので、名目的に加えられた「屯倉一八一処」の献上は貢納物の収取を象徴したと考えられる(拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」註(16)論文、一九九〇―二〇一頁)。

(32) 早川・鎌田註(24)前掲論文。改新之詔の本格的検討については今後の課題だが、素朴な原語は存在したと考えてもよいが、大幅な潤色が加わっており、天武・持統期までの制度的展開を必ずしも見通したものではなかったと考える。

(33) 「甲子の宣」部曲廃止についての研究史は、村山光一「甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について」一―四(『史学』五六―二・四、五十七―二・三、一九八六・八七年)参照。

(34) 平野邦雄「大化改新と「甲子宣」」『天化前代政治過程の研究』(吉川弘文館、一九八五年、初出一九七八年)が指摘するように、民部・家部を給わった氏族は中央豪族に限定されるので、具体的な対象は甲子の宣以降に忌寸以上を賜った氏族。

(35) 石母田正「古代の身分秩序」(『著作集』四、岩波書店、一九八九年、初出一九六三年)は「天武八姓の制定は、いうまでもなく天智朝の対氏族政策の延長であった」と位置付ける。

(36) 平野邦雄註(34)前掲論文も、本稿と同じく部曲と食封の連続性を強調するが、「冠位でいえば、「小錦下位」以上、カバネでいえば「連」、後の「忌寸」以上にあたえられた特権」(四三〇頁)、「原理としては、「忌寸」以上にあたる氏を「伴造」以上に指定した」(四一六頁)、「甲子宣」の「大・小・伴造之氏」||「小錦下位」以上」(四四八頁)とあるように連と忌寸の質的な違いが曖昧で、二段階の改姓の意味が明示されていない。また熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(『日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)は、天武十一年以降に新氏上制が施行されたことを強調するが、自身述べられているように、そうするとなぜ「八色の姓」

にさきかけて、旧姓の枠組みを残す一斉連姓賜与が実施されたのかという問題が残される。

- (37) 『日本書紀』天武九年正月甲申(一人)、同十年正月丁丑是日(一人)、同四月庚戌(十四人)、同十年十二月癸巳(二人)、同十一年五月甲辰(一氏)、同十二年九月丁未(三八氏)、同十月己未(十四氏)、同十三年正月庚子条(二氏)。なお、前半の四条では個人に対して、後半の四条は氏に対してものである。前半の個人に対する賜姓に比較して、後半の氏全体に対する改姓を重視するならば、合計で五五氏に及ぶ。
- (38) 阿部武彦『氏姓』至文堂、一九六〇年、七二頁。
- (39) 阿部武彦『天武朝の族姓改革について』、『日本歴史』一三四、一九五九年、二〇頁。
- (40) 阿部註(33)前掲論文、一七頁。『日本書紀』天武三年三月丙辰条には「小錦以上大夫等」に銀を下賜し、同五年正月癸卯条には高市皇子以下、「小錦以上大夫等」らに衣服を下賜、同丙午条には「小錦以上大夫等」に禄を下賜、同八月丁酉条に親王以下、「小錦以上大夫」、皇女・姫王・内命婦等に食封を給つたとある。この時期に、小錦以上の大夫という身分が確立しつつあったことを示している。
- (41) 笹川進二郎「甲子の宣の研究」(『立命館文学』三六二・三合併号、一九七五年)。なお、この連姓は八色の姓について「詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下万姓。」(『日本書紀』天武十三年十月己卯条)とあることを重視するならば、「諸氏之族姓」は旧姓を改めたと解釈するのが妥当と考える。古い臣・連姓を有する階層が支配層に大夫であったとする幻想に、伴造層を含めることに意義があり、その基盤のうえで天武四姓が架上されたと考えられる。
- (42) なお、『日本書紀』天武九年正月甲申条に個人に対する改姓記事として忌部首首に連姓を与えられているが、同天武十三年十二月己卯条には「忌部連」に対して宿禰姓を与えられている。この事例を含めて重複して数えれば、真人十三氏・朝臣五二氏・宿禰五十氏・忌部十一氏・連五六氏の合計一八二氏となるが、連と宿禰の重複四氏、連と忌部の重複十氏を引けば、一六八氏となる。
- (43) 石母田正「日本の古代国家」(『著作集』三、岩波書店、一九八九年、初出一九七一年)は、「民部・家部の給与は、間接には令制の食封制の原初形態をなし、直接には天武五年の新しい食封制の前段階をなす」(一六三頁)と評価する。
- (44) 石母田註(43)前掲書では、すでに甲子の宣の段階で「大氏・小氏と伴造等との区別は、民部・家部の賜与にあずかり得る氏族と、そうでない氏族を明確にしたものとみられ」(一六三頁)と想定する。しかしながら、地方豪族の和氣氏にも家部が認められたとすれば、史料表現による限り伴造にのみ民部・家部が与えられなかったとは考えにくい。民部・家部は「伴造等之氏」にも与えられ、小錦位以上の大夫に対する食封との身分的ねじれが天武期に政策的問題になったと考える。
- (45) 拙稿「藤位授位制度の変遷について」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年、初出一九八九年)において、「天皇は令制前のマエツギミ層につながる五位以上の貴族子弟のプールから自己に都合のよい執政的貴族を選択して配置することができた」と述べたことがあるが(一八六頁)、前提にはさらに、階層としての「伴造等」までを含めた、拡大した大夫層という母集団から、実際に五位以上に叙位される忌部以上が選ばれるという同様な王権側の選択が存在したと考えられる。
- (46) 井上光貞「庚午年籍と対氏族策」(『著作集』四、岩波書店、一九八五年、初出一九四五年)。関係史料については、奈良文化財研究所『飛鳥編年史料集稿』四、一九七八年、八二〜九二頁に集成されている。
- (47) 『日本書紀』天武十年九月甲辰条に「詔曰、凡諸氏、有氏上未定者、各定氏上、而申送于理官」とあるのを参考にすれば、理官が管理していたことになる。山尾幸久「甲子の宣の基礎的考察」(『日本史論叢』三、一九七三年)。熊谷公男「治部省の成立」(『史学雑誌』八八―四、一九七九年)は氏族系譜と推測する。
- (48) 笹川註(41)前掲論文。山尾幸久「七世紀前半の国家権力」(『日本史研究』一六三、一九七六年)。熊谷註(36)論文。
- (49) なお、「詔、定諸国国造之氏。其名具国造記」(『続日本紀』大宝二年四月庚戌条)とあるのは旧来の国造とは異なる一國一國造とされた新国造の段階。
- (50) 山尾幸久「カバネの成立と天皇」吉川弘文館、一九九八年、二四六頁。
- (51) 浅野啓介「庚午年籍と五十戸制」(『日本歴史』六九八、二〇〇六年)。なお、「背」をここでは紙背と理解したが、滋賀県湯之部遺跡出土木簡のような代本板状態による管理を想定すれば、その「背」と解する余地もある。
- (52) 早川庄八註(13)前掲論文。
- (53) 山尾幸久註(50)前掲書、二二五〜二二五頁。
- (54) 北村文治註(28)前掲論文、山尾幸久『日本国家の形成』(岩波新書、一九七七年)、浅野啓介註(51)前掲論文。
- (55) 『令集解』考課令61「大式已下条」所引古記には、国司が部内の「国造・郡司等譜第」を管理していたとある。また「弘仁式部式」には郡領の式部試練の場で「譜第」を申すことが定められており、「甲子年諸氏系譜」の地方豪族版に相当すると考えられる。

- (56) 拙稿「七世紀後半の領域編制―評と大宰・総領―」(『日本歴史』七四八、二〇一〇年)。この史料が五十戸一里制の起源として問題があることや領域的再編の可能性についても論じている。
- (57) 拙稿「皇子宮の経営」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九三年)、同「長屋王家」の家産と家政機関について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年)。
- (58) 『日本書紀』天武四年二月己丑条。
- (59) 若月義小「食封制の再検討」(『立命館文学』五〇四、一九八七年)。
- (60) 『日本書紀』天武八年八月己酉条。
- (61) 『日本書紀』天武十三年閏四月丙戌条。
- (62) 『続日本後紀』承和十年正月甲辰条。
- (63) 市川理恵「京戸に関する一試論」(『日本古代の京職と京戸』吉川弘文館、二〇〇九年、初出二〇〇三年)。
- (64) 『続日本後紀』承和六年七月壬辰条。
- (65) 同祖ではあるが厳密には「手纏連丹比連・鞆丹比連」と「丹比新家連」は系統が異なるので、いつ宿禰姓を与えられたのかは不明である。
- (66) 草壁皇子宮の可能性もあるが、嶋宮はこの段階では収公されて離宮化しているので、高市皇子宮(北宮)の可能性が高いと考える(拙稿「古代の行幸と離宮」『糸里制・古代都市研究』一九、二〇〇三年)。なお、定裕美「皇子命宮の飼丁に関する一考察」(『日本歴史』六八三、二〇〇五年)は、嶋宮が律令制初期に公的な「皇子命宮」として管理された可能性を指摘するが、その名称は前代的であり(親王家と東宮に二極分解する以前の段階、名目的な継承者として首皇子を想定するとしても東宮または官奴司などに編入すればよく、律令制段階においては公的に位置付けにくいこと、宮の主人として高市皇子に対する長屋王のような明確な継承者が指摘できないこと、から従いにくい)。
- (67) 拙著『女帝の世紀』角川学芸出版、二〇〇六年。
- (68) 拙稿「古代の行幸と離宮」(『糸里制・古代都市研究』一九、二〇〇三年)。具体的には、第一に唯一の皇位継承予定者たる皇太子の「東宮」と親王の「家」に名称のうえで区分すること。第二には天皇にのみ奉仕する官人見習いとして大舎人を創出し、東宮以外の親王家従者の人数を制限し、その名称も「舎人」から「帳内」へと名称変更することにより、皇子宮への舎人奉仕の伝統に制限を加えること。第三に、山沢・嶋浦・林野・池などの収公、封戸所在国の変更および収公、嶋・春日・広瀬・鮑波・奄治などの宮(村)奴婢の収公による官奴婢としての集約、などによる王族家産の制限。第四に、王族に対する拝賀の礼の制限、吉野での天智系を含む六皇子の誓約、王族への叙位開始などにより、天皇に対する忠誠の強制が行われた。こうした政策と連動して、皇子宮の離宮化または廃絶化が進行する。すなわち、京外に所在した皇子宮に起源する春日宮・鮑波宮・広瀬宮・嶋宮などを廃絶または天皇の離宮化することにより、京内への王族の集住を促し、集積された家産と家政機関を前提に宮内省や中務省が成立する。
- (69) 『続日本紀』天平宝字八年七月丁未条。
- (70) 『日本書紀』持統五年四月辛丑条。
- (71) 吉田晶「日本古代社会構成史論」塙書房、一九六八年、三二六頁。
- (72) 吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』二、岩波書店、一九九三年)。
- (73) 拙稿「皇子宮の経営」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九三年)。
- (74) 『日本書紀』元年五月是月条、同六月甲申是日条。
- (75) 奈良文化財研究所「飛鳥藤原京木簡―飛鳥池・山田寺木簡―」一解説、二〇〇七年、六四号。部曲の廃止後に新たに置かれた、皇女(内親王)宮は、独自の隸属民を有さないため、飛鳥池の工房から金属製品を取り寄せた可能性がある。
- (76) 鬼頭清明「律令国家と農民」塙書房、一九七九年。館野和己「律令制の成立と木簡」(『木簡研究』二〇、一九九八年)。
- (77) 拙稿「額田部の系譜と職掌」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇一年)、同註(7)前掲論文。
- (78) 吉川真司註(11)前掲論文、市大樹前掲註(11)論文。

(二〇一二年四月一〇日受付、二〇一二年七月二三日審査終了)

(国立歴史民俗博物館研究部)

The Formation Process of the Subject System in the Second Half of the Seventh Century

NITO Atsushi

The subject of this paper is a study of the maintenance processes of subject systems in the second half of the seventh century. This corresponds to the period of transition from the ancient regional administration system to the province-district system established at the start of the eighth century.

The gojikko system that established bemin groups as parent organizations was not necessarily named as such. Rather, the miyake system of the unnamed gojikko system was organized on the premise of human groups such as regional administrators and people from overseas. There is no simple argument to the effect that the unnamed gojikko system was intrinsically regional. Also, the gojikko system had strong characteristics in terms of its taxation units, an understanding of the entire population as under the Ritsuryo system was as yet unnecessary, and the multi-layered administrative properties of the council and gojikko system were weak.

Policy in the Taika Period declared the idea of having a nation comprising the “koshiro” and “shinabe” positions mixed in with the “kakibe” position in relation to free use of the onogatami (kakibe position) by powerful families and their awareness of the present conditions. However, specific policy only covered “nationalization” by presenting civil servants from the koshiro position, and bringing the “kakibe” powerful families under the Emperor's rule was delayed until the establishment of kakibe/yakabe in the Tenji Period, the content of which was limited to a quantitative understanding, going as far as taxes imposed on each type of civil servant and each house (men), enabling transition to a subject system with abolition of the kakibe position from the Tenmu Period without drastic changes to royalty, powerful families and controlled interests.

By means of the kasshinosen reform, the central family “Kasshinen genealogy” was established, and the kakibe/yakabe of the Daishi/Shoushi and Tomo no miyatsuko, etc. equating to the kakibe position were compiled by family and dealt with together in the kougonenjaku census. By excluding central/regional composition by family, there was a dual composition of the gojikko system as a taxation unit, and this was an insufficient stage for regional houses.

In the kougonenjaku census, exceptions of the gojikko system for the nationalized former bemin/miyake system people were not only central/regional families, but also covered the Uji Palace, temples and shrines, etc. that had been imposed with the same kind of obligatory burdens in the construction of a wartime regime after the Battle of Hakusukinoe.

Key words: gojikko system, subject system, kasshinosen reform, kougonenjaku census, kakibe position
